

第二小学校等プール循環浄化装置点検仕様書

本仕様書は、プール循環浄化装置保守点検業務の概要を示すものであり、軽微な事項又は本書に記載なき事項にあっても、当該機器の保守に努め、委託業務を実施しなければならない。

1 施行場所

次の「設置場所一覧表」のとおりとする。

設置場所一覧表

	学校名	所在地	備考
1	第二小学校	二階堂字杉本912番地1	第二中学校共用
2	腰越小学校	腰越三丁目689番地1	
3	七里ガ浜小学校	七里ガ浜東五丁目2120番地1	
4	深沢小学校	寺分字上陣出411番地	富士塚小学校共用
5	今泉小学校	今泉二丁目1480番地	
6	玉縄小学校	岡本字内耕地830番地4	玉縄中学校共用
7	関谷小学校	関谷字下坪468番地1	
8	大船小学校	大船二丁目456番地	
9	小坂小学校	小袋谷字耕地587番地	
10	腰越中学校	腰越四丁目198番地1	
11	深沢中学校	梶原一丁目1031番地	
12	大船中学校	大船四丁目1024番地	

2 点検時期及び回数

- (1) 始業点検（プール使用開始前） 1回

4月1日から6月30日までの間で本市が指定する日

- (2) 終業点検（プール使用終了後） 1回

プール終業日から10月30日までの間で本市が指定する日

3 作業時間

原則、8時30分から17時00分までの間に実施すること。

4 点検範囲

- (1) 共通事項

- ア 運転及び水質状況点検
- イ 各部油廻り、配管、配線及び弁類点検
- ウ 各部清掃及び調整

- (2) 電気関係

制御盤、操作盤（各種スイッチ及び表示灯）及びヒューズの点検

- (3) ポンプ・モーター関係

- ア 回転状況点検
- イ グランドパッキン点検

- (4) 濾過装置関係

- ア 濾材状況点検
- イ 集毛機、滅菌機、圧力計、バルブコック等機械点検
- ウ 漏水点検

5 作業員

プール循環浄化装置の点検及び整備に精通した者であること。

6 安全対策

作業にあたっては、十分な安全対策を講じたうえで実施すること。

7 緊急措置

作業中において機器に異常が認められたとき、又は異常の連絡を受けたときは、速やかに現場に行き、臨機の措置を講じるとともに、遅滞なく状況及び事後措置を本市に連絡し、その指示に従って復旧に努めなければならない。

8 完了報告

業務完了後、速やかに委託業務完了届（点検報告書添付）を提出すること。

9 その他

受託者は、本仕様書に基づくほか、本市の指示に従い業務の完遂を期さなければならない。

以下余白